

## 手持ち工事数による入札参加制限基準

(目的)

第1条 この基準は、中央区(以下「区」という。)が発注する工事の請負契約について、工事の品質の確保及び事業者の受注の機会均等を図るため、手持ち工事数による入札参加制限の基準に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 区発注工事 区が発注する工事(中央区契約事務規則(昭和39年3月中央区規則第10号)第3条及び第3条の2の規定に基づく契約による工事を除く。)をいう。
- 二 手持ち工事 施工中(契約を締結した日から契約の履行に関する検査が終了した日までの期間をいう。以下同じ。)の入札による区発注工事をいう。
- 三 手持ち工事数 当該入札に係る開札日における手持ち工事の件数をいう。
- 四 工事成績 中央区工事成績評定要綱(平成20年3月31日19中土道第231号)に基づく評価結果における総評定点をいう。
- 五 JV工事 区が建設共同企業体が発注する工事をいう。
- 六 議会案件 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年3月中央区条例第14号)に基づき議会の議決に付す契約をいう。

(手持ち工事数による制限の原則)

第3条 区発注工事の入札に参加できる者は、原則として手持ち工事数が1件以内である者とする。

(工事成績による特例)

第4条 前条の規定にかかわらず、直近2件の工事成績の平均(対象工事が1件のみ場合は当該工事成績)が75点以上の者については、手持ち工事数が2件以内であれば、区発注工事の入札に参加できるものとする。

(はじめて区発注工事を落札した者等の特例)

第5条 前2条の規定にかかわらず、次に掲げる者については、手持ち工事が完了するまでは、区発注工事の入札に参加することができないものとする。

- 一 はじめて区発注工事を落札し施工中の者
- 二 手持ち工事に係る入札参加資格決定日の前5年間に区発注工事の落札実績がなかった者
- 三 はじめて区の競争入札参加資格者名簿に登録し、その後1年を経えていない者(資格有効期間終了後2年以上過ぎた後に改めて登録し、当該登録後1年を経えていない者を含む。)

四 新たに区内に契約権限を有する者を置く営業所を開設した後1年を経していない者（区内業者であることを入札参加資格要件とする区発注工事の入札に限る。）  
（JV工事の取扱い）

第6条 手持ち工事数の算定に当たってのJV工事の取扱いについては、第一構成員として施工中の工事のみ手持ち工事数に算入する。

2 JV工事の入札における手持ち工事数による入札参加制限は、第一構成員となる者にのみ適用する。

3 JV工事の工事成績は、各構成員の工事成績とみなす。  
（議会案件の取扱い）

第7条 議会案件の工事については、手持ち工事数による制限は行わない。ただし、同一会期の議会に付議する複数の契約について同時に受注することはできないものとする。

（特例措置）

第8条 特別の理由のためこの基準によることが適当でないと認められる場合は、別に特例を定めることができるものとする。

附 則

この基準は、平成28年4月1日から施行する。